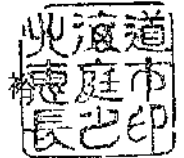


恵庭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第1号

恵庭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略） （旅費の種類） 第6条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額_____により支給する。 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、 <u>路程に応じ1キロメートル当たりの定額により</u> _____ 支給する。 9・10（略） 第7条～第16条（略） （車賃） 第17条 車賃の額は、別表第1の定額による。	第1条～第5条（略） （旅費の種類） 第6条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、 <u>移転の実態を勘案し、第19条の2に規定する方法により算定した額</u> を支給する。 9・10（略） 第7条～第16条（略） （車賃） 第17条 車賃の額は、別表_____の定額による。

現行	改正案
<p>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p>	<p>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(日当)</p>	<p>(日当)</p>
<p>第18条 日当の額は、別表第1の定額による。</p>	<p>第18条 日当の額は、別表____の定額による。</p>
<p>(宿泊料)</p>	<p>(宿泊料)</p>
<p>第19条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ別表第1の定額_____による。</p>	<p>第19条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ別表____の定額又は実費額による。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(移転料)</p>	<p>(移転料)</p>
<p>第19条の2 移転料の額は、次に掲げる額による。</p>	<p>第19条の2 移転料の額は、次に掲げる方法により算定する。ただし、外国旅行においては、</p>
<p>(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、<u>移転の路程に応じた別表第2による定額</u></p>	<p>市長が別に定める容積又は重量の範囲内において算定する。</p>
<p>(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、<u>前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p>	<p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、<u>複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき</u></p>
<p>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、<u>赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合</u>には、前号に規定する額に相当する額</p>	<p>限り、<u>当該運送に要する額を移転料の額とする方法</u></p>
<p>2 前項第8号の場合において、<u>扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p>	<p>(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、<u>前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を移転料の額とする方法</u></p>
<p></p>	<p>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、<u>当該運送に要する額を移転料の額とする方法</u>。ただし、<u>当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p>
<p></p>	<p>2 前項の算定に当たっては、<u>条例により他の種目として支給を受ける費用その他市費による</u></p>

現行	改正案
<p>(着後手当)</p> <p>第19条の3 着後手当の額は、別表第1の区分により、日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の4 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地が</p>	<p>支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</p> <p>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した移転料の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p> <p>(着後手当)</p> <p>第19条の3 着後手当の額は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5日分を限度として、現に宿泊した日数に係る日当及び5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊料の合計額に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の4 扶養親族移転料の額は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料及び着後手当の額の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>

現行	改正案																																																																																																																														
<p>ら新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、それぞれの赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えてはならない。</p> <p>2 前項第1号の規定により車賃、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任後に移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子が赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</p>																																																																																																																															
<p>第20条～第24条 (略)</p>	<p>第20条～第24条 (略)</p>																																																																																																																														
<p>別表第1(第17条、第18条、第19条、第19条の3関係) (略)</p>	<p>別表____(第17条、第18条、第19条____関係) (略)</p>																																																																																																																														
<p>別表第2(第19条の2関係)</p>																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> <th>鉄道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>程</td> <td>50キ</td> <td>50キ</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>1,00</td> <td>1,50</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>キロ</td> <td>キロ</td> <td>キロ</td> <td>0キ</td> <td>0キ</td> <td>キロ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>ロメ</td> <td>ロメ</td> <td>メー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ル未</td> <td>ル以</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>トル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満</td> <td>上10</td> <td>以上</td> <td>以上</td> <td>以上</td> <td>ル以</td> <td>ル以</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0キ</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>1,00</td> <td>上1,</td> <td>上2,</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ロメ</td> <td>キロ</td> <td>キロ</td> <td>0キ</td> <td>500</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ート</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td>ロメ</td> <td>キロ</td> <td>キロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ル未</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td>ート</td> <td>メー</td> <td>メー</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>満</td> <td>未満</td> <td>未満</td> <td>ル未</td> <td>トル</td> <td>トル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>満</td> <td>未満</td> <td>未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移</td> <td>10万</td> <td>12万</td> <td>15万</td> <td>18万</td> <td>24万</td> <td>26万</td> <td>27万</td> <td>32万</td> </tr> <tr> <td>転</td> <td>7,00</td> <td>3,00</td> <td>2,00</td> <td>7,00</td> <td>8,00</td> <td>1,00</td> <td>9,00</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	路	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	程	50キ	50キ	100	300	500	1,00	1,50	2,000		ロメ	ロメ	キロ	キロ	キロ	0キ	0キ	キロ		ート	ート	メー	メー	メー	ロメ	ロメ	メー		ル未	ル以	トル	トル	トル	ート	ート	トル		満	上10	以上	以上	以上	ル以	ル以	以上			0キ	300	500	1,00	上1,	上2,				ロメ	キロ	キロ	0キ	500	000				ート	メー	メー	ロメ	キロ	キロ				ル未	トル	トル	ート	メー	メー				満	未満	未満	ル未	トル	トル							満	未満	未満		移	10万	12万	15万	18万	24万	26万	27万	32万	転	7,00	3,00	2,00	7,00	8,00	1,00	9,00	4,000	
路	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道																																																																																																																							
程	50キ	50キ	100	300	500	1,00	1,50	2,000																																																																																																																							
	ロメ	ロメ	キロ	キロ	キロ	0キ	0キ	キロ																																																																																																																							
	ート	ート	メー	メー	メー	ロメ	ロメ	メー																																																																																																																							
	ル未	ル以	トル	トル	トル	ート	ート	トル																																																																																																																							
	満	上10	以上	以上	以上	ル以	ル以	以上																																																																																																																							
		0キ	300	500	1,00	上1,	上2,																																																																																																																								
		ロメ	キロ	キロ	0キ	500	000																																																																																																																								
		ート	メー	メー	ロメ	キロ	キロ																																																																																																																								
		ル未	トル	トル	ート	メー	メー																																																																																																																								
		満	未満	未満	ル未	トル	トル																																																																																																																								
					満	未満	未満																																																																																																																								
移	10万	12万	15万	18万	24万	26万	27万	32万																																																																																																																							
転	7,00	3,00	2,00	7,00	8,00	1,00	9,00	4,000																																																																																																																							

現行									改正案
料	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	
備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の志庭市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

